

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	手帳交付関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、手帳交付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大月市長

## 公表日

平成27年9月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	手帳交付関係事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付に関する事務並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①手帳交付申請書の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務</li><li>②手帳の返還に関する事務</li><li>③手帳交付台帳整備に関する事務</li><li>④氏名の変更又は居住地を移した場合の届出の受理、その届出に対する応答に関する事務</li><li>⑤手帳の再交付に関する事務</li></ul>
③システムの名称	障害者福祉システム、宛名システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一第11、14項 平成26年内閣府・総務省令第5号第11、第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】16項および情報提供者が市町村長となっている障害者関係情報の各項 【情報照会】25
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部福祉課
②所属長	福祉課長 久保田 一正
6. 他の評価実施機関	
—	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	市民生活部福祉課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8031
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民生活部福祉課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8031
-----	--

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる
-------------------

